

職工諸君に忠告す

去月二十六日會社から解雇手当規則の發表がありました處諸君から之に對し要求書の提出がありました。が會社では斷然其要求を容るゝことが出来ぬとの回答を與へました結果遂に怠業状態に陥り已むを得ず休業することになりましたのは誠に遺憾に思ひます。

抑も解雇手当規則の制定は會社としては誠に重大な責任を持つことに成りますから十分自信のないことが出来ぬのは申す迄もなく尙他會社の振合なども参照し慎重審議の上發表したのであります。から會社では之を絶対に變更することが出来ぬというて居ります。若し諸君が不服さへ唱へて居れば會社は要求を容れて呉れるだらうと思つて居るものこそすれば之は非常な思違ひであります。今春諸君の嘆願事項中時間給を増加して呉れよか解雇及退職手当規則を發表して呉れよか共濟會評議員を職工側からも選出して呉れよかといふが如きは或程度までは相談づくで定まる事柄ばかりでありました。から互協議の上解決されたのであります。が今回の解雇手当の如きは全然問題の性質が異り彼是相談づくで決定するものではありませぬ。若し之が協議で定め得るものならば今春諸君との間に相談あるべきものであります。たらうが之は左様な性質のものでありませぬ。から會社としては其責任を果し得る限度に於て世間の例をも參照し決定されたのであります。従て會社は如何様な事があつても決してあの規則を變更することが出来ぬというて居ります。から諸君に於ても問題の性質につき篤考へられたいのであります。序に附言しておきますが諸君は會社に退職手当の制定を願つておいた處解雇手当の發表を見たというて居る様であります。が會社は退職手当と解雇手当と兩方を發表したのであつて何も不都合なところなく全く問題ごならぬのであります。

次に過日決行された解雇のごとですが之は會社からも通知の通り會社の營業が非常に不振に陥り前期の如きは遂に無配當に終りました。が會社は出来るだけ失業者を出さぬ様苦心に苦心を重ねて無理な仕入仕事などもやつて居つたのであります。然し去月二十七日以來の怠業に出會ひましては一層損失を多くすることになります。ので其儘事業を繼續すべき見込も絶え已むを得ず事業を縮少することに決定されたのであります。即ち會社が失業者を出すまいと努めて居つた折角の苦心も空しく